

よくある質問 FAQ

Q 所得がないのですが、申告は必要ですか。

A はい、必要です。就学援助は所得審査を行います。保護者の所得を確認していますので、市役所の3階市民税課で所得の申告をしてください。

Q 修学旅行（林間）費はいつ振り込まれますか。

A 修学旅行（林間）は学校により実施時期が異なります。実施後のいずれかの時期（7月末・10月末・1月末・3月末）に支給予定です。別途振込通知は送付していませんのでご了承ください。

Q 昨年の所得では基準を超えているが今年所得が減少し、援助をしてほしい。

A 非認定の決定となったが、今年の所得が下がっている場合、もう一度審査することができます。所得のわかる書類等の提出が必要ですので、非認定の決定を受けたらすぐに学事課へご相談ください。

Q 就学援助の振込があったが内訳がわからない。

A 振込額の内訳がわからない場合はウェブサイトの「援助の内容」をご覧ください。学事課へお問い合わせください。